

議事(2) 新会議体移行に係る部会要領の修正について

埼玉県東部地域保健医療協議会東部（南）保健医療圏在宅医療部会設置要領（案） 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>埼玉県東部地域保健医療協議会</u> <u>東部（南）保健医療圏在宅医療部会設置要領</u></p> <p>1 設置目的 <u>埼玉県東部地域保健医療協議会</u>（以下「協議会」という。）は、<u>東部（南）保健医療圏の在宅医療</u>を推進することを目的として、<u>埼玉県東部地域保健医療協議会要綱第8条の規定に基づき、「埼玉県東部地域保健医療協議会東部（南）保健医療圏在宅医療部会」</u>（以下「在宅医療部会」という。）を設置する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 業務 <u>在宅医療部会は、埼玉県東部（南）保健医療圏（草加市、八潮市、三郷市、吉川市）における在宅医療の推進に必要な検討を行う。</u></p> <p>3 組織 <u>(1) 在宅医療部会の構成員は、協議会会長（以下「会長」という。）が協議会委員の中から指名した者とする。また、会長が必要と認める場合は、協議会委員以外の者を加えることができる。</u> <u>(2) 在宅医療部会には部会長を置くこととし、部会長は、在宅医療部会を招集し、その議長となる。</u> <u>(3) 部会長は、会長又は会長が指名する者とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>埼玉県東部保健医療圏地域保健医療協議会在宅医療部会設置要領</u></p> <p>1 設置 <u>埼玉県東部保健医療圏地域保健医療協議会</u>（以下「協議会」という。）は、在宅医療を推進することを目的として、<u>埼玉県地域保健医療協議会要綱第9条の規定に基づき、「埼玉県東部保健医療圏地域保健医療協議会在宅医療部会春日部・越谷・松伏部会」及び「埼玉県東部保健医療圏地域保健医療協議会在宅医療部会草加・八潮・三郷・吉川部会」</u>（以下「在宅医療部会」という。）を設置する。</p> <p><u>在宅医療部会は、その目的を果たした場合には、協議会の議決をもって解散する。</u></p> <p>2 業務 <u>在宅医療部会は、埼玉県東部保健医療圏における在宅医療の推進に必要な事項を審議する。</u></p> <p>3 組織 <u>在宅医療部会の委員は協議会委員の一部をもってこれに充てる。協議会の議決により、協議会の委員以外の者を加えることができる。</u> <u>部会長は協議会委員の中から、協議会の議決によって決する。部会長は、在宅医療部会の審議結果を協議会に報告するものとする。</u></p>

<p>(4) <u>部会長は、在宅医療部会終了後、その内容を速やかに会長に報告するものとする。</u></p> <p>4 任期</p> <p>(1) <u>構成員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</u></p> <p>(2) <u>補欠により選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 庶務</p> <p><u>在宅医療部会の庶務は、草加保健所に設ける事務局において処理するものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>構成員の選任等に係る在宅医療部会の庶務及びその他部会の円滑な実施のために必要な措置は、この要領の施行の前においても行うことができるものとする。</u></p>	<p>4 任期</p> <p><u>在宅医療部会の委員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。</u></p> <p>補欠により選任された<u>委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 事務局</p> <p><u>在宅医療部会の事務局は、埼玉県東部保健医療圏地域保健医療協議会在宅医療部会春日部・越谷・松伏部会については春日部保健所に、埼玉県東部保健医療圏地域保健医療協議会在宅医療部会草加・八潮・三郷・吉川部会については草加保健所に置く。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、<u>平成25年10月4日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>この要領の施行後に最初に選任される在宅医療部会の委員の任期については、4の規定に関わらず、平成26年5月31日までとする。当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。</u></p>
--	---